

資料No.8-1

江田島市公共交通協議会
平成28年5月30日

江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について

「江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画」の認定申請に伴い、協議会での承認が必要なため、次の内容について協議する。

- 1 計画の名称 「江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画」
- 2 計画の期間 平成29年度から平成31年度
- 3 概要

平成22年10月から市内の交通空白不便地域の移動手段を確保する目的で運行している予約乗合型タクシー（おれんじ号）について、平成29年度に補助金の交付を受けるため、本計画の認定申請を行う。

この計画の認定を受けた運行系統の運行事業者は、国の地域公共交通確保維持改善事業費（地域内フィーダー系統確保維持費補助金）の補助対象となり、その運行実績により補助金の交付申請を行うことにより補助金が交付される。

運行系統	運行日等	便数/日	適合基準等	運行事業者 (補助対象事業者)
江田島北部線	月・水・金	4 便	・補助対象地域間幹線バス系統への接続 ・過疎地域の運行	(株)江田島タクシー
大須朝夕便	毎日	朝3便/夕2.5便		
沖美北部線	月・水・金	4 便	・過疎地域の運行	三高タクシー
沖美南部線	月～土	4.5 便	・補助対象地域間幹線バス系統への接続 ・過疎地域の運行	(有)能美タクシー

【主な記載事項】

- ・事業の目的と必要性、定量的な目標と効果
- ・運行系統の概要、補助対象事業者
- ・協議会の開催状況、利用者等の意見の反映状況 など

- 4 認定申請書
別紙（案）のとおり

5 今後のスケジュール

本協議会で承認を得た場合、それを証する書類とともに、国土交通大臣に申請を行う。

※広島運輸支局経由で提出する。その際に軽微な修正を行う可能性あり。

※フィーダー系統とは

港やバス停などにおいて、地域間交通ネットワークと接続する系統で、乗継ぎに適したダイヤ設定など、乗継ぎの円滑化のための措置が講じられているものをいう。

「おれんじ号」は、港やバス停で船や路線バスとの接続を考慮したダイヤ編成を行っている。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 江田島市公共交通協議会
住 所 江田島市能美町中町 4859 番地 9
代表者氏名 会長 土手 三生 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

地域内フィーダー系統確保維持計画

○計画期間 平成29年度から平成31年度

○地域内フィーダー系統維持計画の名称

「江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画」

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

江田島市の公共交通は、住民の生活圏が広島市や呉市におよんでいることから、必然的に航路が基軸を担い、市内の主要拠点間の移動を路線バスが担っている状況である。しかし、近年の人口減少やマイカー利用の増加等により、公共交通の利用者は減少傾向にある。

バスの路線体系については、現在市内を運行している江田島バス(株)が、路線一元化前の呉市交通局、能美バス(株)の路線を引き継いでおり、幹線、枝線のメリハリが不明確な状況である。また、路線はあるものの、利用者の活動にマッチしていない部分もあり、利用者が伸びない一因となっている。

一方、市内にはマイカーが無ければ移動に不便を生じる地域が多く存在しており、高齢化等によりマイカーを利用できない方を中心に、通院・買物等における移動手段確保のニーズが高まりつつある。このため、移動ニーズ等により幹線・枝線を明確化し、路線バスで対応できない部分についてはタクシー等の活用を含めた検討を実施することとした。

(江田島北部地区デマンドタクシー)

当該地区においては、地域内を経由する路線バス(小用～切串～大須線)が運行していたが、主に小中学生の通学に合わせた運行ダイヤであったため、10時～14時の運行が全くなく、栈橋や医院への移動手段がタクシーのみという状況にあった。

このため、路線バスをスクールバスとして運行し、代わりにデマンド運行型乗合タクシーを導入することで、住民の地域内での移動ニーズに応えるとともに、公共交通空白地域の住民が切串西沖栈橋(広島行きフェリー)へと乗り継げるように、広域的な移動ニーズに応えることを目的とする。

(沖美(北部・南部)地区デマンドタクシー)

当該地区においては、地域内を経由する路線バス(沖美線)が運行しているが、運行距離に対して利用者が少なく、日中の便数が少ないため、地区住民の移動ニーズを十分に満たすことができない状況にあった。

このため、路線バスを朝夕のみの運行とし、日中はデマンド運行型乗合タクシーを導入することで、住民の地域内での移動ニーズに応えるとともに、公共交通空白地域の住民が三高栈橋や中町栈橋(広島行きフェリー・高速船)へと乗り継げるように、広域的な移動ニーズに応えることを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 目標

路線バスに代わる新たな公共交通として、棧橋や医療機関、商業施設など住民の移動ニーズに細やかに対応した交通機関となるべく、航路や路線バスとの乗り継ぎを可能にするダイヤを設定するなど、住民の活動機会の創出を図る。

このため、利用者の増加を目指して利用促進を図り、次の内容を平成29年度から平成31年度の目標とするとともに、平成31年度に目標の見直しを行う。

「3系統全体の収支率を20%」

近年の3系統全体の収支率が、平成25年度…14.59%、平成26年度…13.28%、平成27年度…12.11%と推移していることから、この収支率を目標とすることにより、運行の維持及び利用促進につなげていく。

「上下便のいずれかの稼働率50%」

運行基準で上下便のいずれも50%を下回ると減便することとなるため、目標とすることにより運行を維持することが可能となる。

(2) 効果

当該路線を維持・確保することで、地域内の通院や買物など高齢者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、棧橋で広島行き航路（フェリー・高速船）との接続により、広島市への移動手段の確保及び高齢者の外出機会の創出に繋がる。

さらには、利用実態に応じた最低限必要な便数を確保する等により、限られた財源の中で運行を継続・維持していくことが可能となる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（表1）

○地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表1」添付

○運行の態様 デマンドタクシー

運行内容については、別紙チラシを参照。

昨年度実績により、引き続き同事業者を選定する。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（表2）

・地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表2」添付

本協議会が運行委託のため、補助対象経費から国庫補助金額の差額分を引いた額を委託料として本協議会が負担する。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

・【江田島北部線】株式会社 江田島タクシー

・【沖美北部線】三高タクシー

・【沖美南部線】有限会社 能美タクシー

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
・該当がないため記載なし。
7. 別表1及び別表3の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要(表3)
・地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし
8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧(表4)
・地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし
9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要(表5)
・地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表5」添付 ※ 向こう3年間変更なし
10. 車両の取得に係る目的・必要性
・車両の取得を行わないため記載なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
・車両の取得を行わないため記載なし
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額(表6及び表7又は表8及び表9)
・車両の取得を行わないため記載なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)
・補助対象でないため記載なし。
14. 協議会の開催状況と主な議論
江田島市における公共交通の課題解決に向けての協議を行うため、江田島市公共交通協議会(委員は、交通事業者、住民代表、学識経験者、国・県・市等で構成)を開催している。
○平成21年度
・第1回 平成21年7月7日 協議会の設立、連携計画策定方針の確認、市内公共交通の現状・課題などについての意見交換など
・第2回 平成21年10月9日

交通空白不便地域モデル地区の選定と三高・大須～宇品航路の現状についての協議

- ・第3回 平成21年11月25日

交通空白不便地域モデル地区の選定と航路の合理化・効率化についての協議

- ・第4回 平成21年12月25日

交通空白不便地域モデル地区の決定と航路の合理化・効率化についての協議

- ・第5回 平成22年1月28日

江田島市地域公共交通総合連携計画（素案）と地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価（案）についての協議

- ・第6回 平成22年2月23日

江田島市地域公共交通総合連携計画についての協議

- ・第7回 平成22年3月25日

江田島市地域公共交通総合連携計画の策定や江田島市地域公共交通活性化・再生事業計画の認定申請などについて協議

○平成22年度

- ・第1回 平成22年5月27日

秋月～呉中央航路の現状についての報告，平成21年度決算・平成22年度予算及び平成22年度事業計画についての協議

- ・第2回 平成22年8月5日

交通空白不便地域モデル地区における運行計画案についての協議

- ・第3回 平成22年9月28日

秋月～呉中央航路における社会実験運航後の方針についての協議

- ・第4回 平成23年1月31日

西能美航路の合理化・効率化及び交通空白不便地域への移動手段確保に係る中間報告，地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価（案）についての協議

- ・第5回 平成23年2月21日

西能美航路の合理化・効率化に伴う実証運航後の方針と，交通空白不便地域への移動手段確保に伴う実証運行後の方針についての協議

○平成23年度

- ・第1回 平成23年6月2日

平成22年度の歳入歳出決算，平成23年度予算及び平成23年度事業計画についての協議

- ・第2回 平成23年9月27日

陸上交通の再編について協議と，今年度に計画されている事業の進捗状況と大須～宇品航路についての報告

- ・第3回 平成24年1月13日

陸上交通（路線バスなど）の再編についてと，大須～宇品（フェリー）航路廃止に伴う代替交通手段について協議

- ・第4回 平成24年2月29日

三高～宇品航路の存続や今後の海上交通協議方針について，また，予約型乗合タクシー「お

れんじ号」の運行見直しや大須地区陸上代替交通手段について協議

○平成24年度

- ・第1回 平成24年5月23日
大須地区社会実験運行と生活交通ネットワーク計画（案）についての協議
※生活交通ネットワーク計画について合意
- ・平成24年6月
書面審議にて、7月からの大須地区暫定料金設定について承認を得た
- ・第2回 平成24年8月31日
大須～切串間の朝夕便運行状況や江田島バスのダイヤ改正後の状況等について協議
- ・第3回 平成25年1月28日
陸上交通アンケート結果等について協議し、西能美航路の再々編の協議の進め方について報告

○平成25年度

- ・第1回 平成25年4月26日
平成24年度歳入歳出決算，平成25年度事業計画及び予算，地域公共交通確保維持改善事業の事業評価，西能美航路の再々編に向けた前提条件整理等について協議
- ・平成25年6月26日
生活交通ネットワーク計画（案）について承認を得た
- ・第2回 平成25年8月2日
三高～宇品航路のダイヤ改正に伴う沖美北部線及び沖美南部線のダイヤ改正，おれんじ号の運行基準を定め，平成26年4月から見直しを行うことについて承認を得た
- ・第3回 平成25年10月29日，第4回 平成25年12月3日
（西能美航路に関する報告・協議のみ行った）
- ・第5回 平成26年1月30日
運行基準に基づき，平成26年4月から，おれんじ号の運行見直しについて協議を行い，生活交通ネットワーク計画の変更や各種変更手続きについて承認を得た

○平成26年度

- ・第1回 平成26年4月28日
西能美航路の再々編について報告し，規約改正（案），平成26年度事業計画及び予算について協議
- ・第2回 平成26年6月11日
平成25年度歳入歳出決算，おれんじ号実績報告及び生活交通ネットワーク計画認定申請について協議を行い，ネットワーク計画認定申請の承認を得た
- ・第3回 平成26年11月25日
江田島北部線のダイヤ改正，ドリームのうみの貸付終了，中町／宇品航路の指定管理者募集について報告し，沖美南部線「夜間便実験運行」結果，おれんじ号の運行見直しの時期，地域公共交通確保維持改善事業評価について協議

○平成27年度

- ・第1回 平成27年5月13日

中町／宇品航路の指定管理者制度移行，平成26年度おれんじ号の運行実績，江田島市交通魅力アップ事業補助金について報告し，平成26年度歳入歳出決算，平成27年度事業計画及び予算（案），江田島市地域公共交通網形成計画の策定について協議

- ・平成27年6月29日

書面審議にて，「地域内フィーダー系統維持確保計画（案）」について承認を得た

- ・第2回 平成27年9月24日

江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について報告し，江田島市地域公共交通網形成計画の策定について協議

- ・第3回 平成27年11月26日

江田島市地域公共交通網形成計画の策定について，課題等を協議

- ・第4回 平成28年1月19日

江田島市地域公共交通網形成計画（素案）について協議し，地域公共交通確保維持改善事業評価（案）を報告

- ・第5回 平成28年3月18日

江田島市地域公共交通網形成計画（案）について協議

○平成28年度

- ・第1回 平成28年5月30日

地域公共交通網形成計画，平成27年度おれんじ号の運行実績等について報告し，平成27年度決算，平成28年度事業計画及び予算（案）及び「地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」の認定申請について協議を行い，計画認定申請の承認を得た

○向こう3年間 年5回 開催予定

15. 利用者等の意見の反映状況

○平成22年1月から2月にかけて，デマンドタクシー導入地区において住民との意見交換会を開催（計4回）

- ・沖美地区における交通分岐点についての意見を反映
- ・予約制や均一運賃の意見を反映

○平成22年9月に，デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計19回）

- ・予約手順を分かりやすくしたものとの要望をチラシに反映
- ・シーサイド温泉のうみへの運行要望について，後のダイヤ改正により反映
- ・小用まで行きたいという要望について，後のダイヤ改正により反映

○平成22年11月から12月にかけて，利用登録者を対象にアンケート調査を実施

- ・運行曜日に対する意見を反映
- ・前日予約に対する不満に対し，当日1時間前予約に変更
- ・路線バスとの接続の意見を反映

- 平成23年3月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計6回）
 - ・利用方法の弾力化に対する意見を反映
 - ・大柿町の病院へ行きたいという要望を、後のダイヤ改正により反映
- 平成24年3月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計12回）
 - ・大柿町の病院へ行くダイヤに対する意見について、今後協議を行う
 - ・大型商店で買い物できるダイヤに対する意見について、今後協議を行う
 - ・土日運行の意見に対し、土曜日の運行を追加
- 平成24年6月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会等を開催（計3回）
 - ・江田島北部の朝夕便の運賃を200円とするようにとの意見を反映
- 平成24年10月に、抽出した2千世帯へ公共交通に関するアンケートを実施
 - ・限られた財政状況の中、より効率的・効果的なサービスを提供できる運行形態等の見直しを路線バスも含めて、今後協議を行う予定
- 平成25年8月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計2回）
 - ・三高～宇品航路のダイヤ改正に伴う、沖美北部・南部線のダイヤを改正
 - ・運行基準を定め、平成26年4月から運行見直しを行うことを説明し、了解を得た
 - ・要望のあった沖美南部線で18時台の運行を平成25年10月から実験運行する
 - ・実験運行時期や期間等に対する意見について、今後検討を行う
- 平成25年9月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計3回）
 - ・運行基準を定め、平成26年4月から運行見直しを行うことを説明し、了解を得た
- 平成25年10月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計1回）
 - ・運行基準を定め、平成26年4月から運行見直しを行うことを説明し、了解を得た
- 平成26年1月に、デマンド導入地区における自治会長等へ運行実績等を説明・意見聴取や地区内での協議を依頼。また、住民説明会を開催（計1回）
 - ・沖美南部線の18時台の実験運行期間を延長してほしいという意見を反映
 - ・沖美北部線の減便をせず、まずセダン化を行うという意見を反映
 - ・江田島北部線の減便に伴うダイヤ改正（案）の意見を反映
- 平成26年8月に、デマンド導入地区における自治会長等への説明・意見聴取を実施（計3回）
 - ・切串～宇品航路のダイヤ改正に伴い、大須朝夕便のダイヤ（案）の意見を反映
- 平成26年11月に、デマンド導入地区における自治会長等へ運行実績等を説明（計1回）
 - ・沖美南部線で要望のあった18時台の実験運行について、平均乗車人数が1便あたり2名の運行基準に満たなかったため、終了する旨の報告を行い、了解を得た
- 平成27年10月から12月にかけて、デマンドタクシー導入地区において住民との意見交換会を開催（計2回）、平成28年2月に、利用者を対象にアンケート調査を実施
 - ・平成28年3月に策定した江田島市地域公共交通網形成計画に意見を反映

○以後、必要な時にアンケートを実施や住民説明会等を開催して意見を反映していく

16. 協議会メンバーの構成

区 分	役 職	備 考
学識経験者その他協議会が必要と認める者	県立広島大学 名誉教授	
	広島商船高等専門学校 教授	
一般旅客自動車運送事業者	江田島バス株式会社 代表取締役	
一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表	江田島バス株式会社 従業員代表	
一般旅客定期航路事業者	広島県旅客船協会 会長	
一般旅客定期航路事業者の船員の代表	瀬戸内シーライン(株) 船員代表	
タクシー事業者	広島県タクシー協会江能支部長	
利用者又は住民代表者	江田島市自治会連合会長	
	江田島市老人クラブ連合会長	
	江田島市社会福祉協議会長	
	江田島市女性会連合会長	
	江田島市観光協会会長	
国土交通省中国運輸局長又はその指名する者	中国運輸局海事振興部旅客課長	
国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官	
広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局地域力創造課長	
広島県警察江田島警察署長の指名する者	江田島警察署地域交通課長	
江田島市副市長	江田島市副市長	
江田島市企画部長	江田島市企画部長	
道路管理者	江田島市土木建築部長	

○平成26年1月30日

第5回江田島市公共交通協議会において、規約の一部改正を行い、協議会の委員から「江田島市市議会議長の指名する者」を削除した。

○平成26年4月28日

第1回江田島市公共交通協議会において、規約の一部改正を行い、役職名を変更・委嘱した。

○向こう3年間メンバー等の変更予定なし

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持 事業に要 する国庫 補助額(千 円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス 型/デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
広島県 江田島市	(株)江田島タクシー	(1-1) 江田島北部線	828.0	2,889		デマンド型	① ②-(1)	●江田島バス線:14系統 小用バス停 ●上村汽船線:瀬戸内シーライン(瀬)広島~西沖航 路:切串港...乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
	(株)江田島タクシー	(1-2) 江田島北部線 (朝夕便)	2,061.5			デマンド型	① ②-(1)	●江田島バス線:14系統 小用バス停 ●上村汽船線:瀬戸内シーライン(瀬)広島~西沖航 路:切串港...乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
	三高タクシー	(1) 沖美北部線	761.0	761		デマンド型	②-(1)	●江田島汽船線:広島~三高航路:三高港 江田島 市企業局:広島~高田・中町航路:高田港・中町 港...乗り継ぎに適したダイヤの設定 江田島バス線:35-37系統:中町橋横バス停...乗換 円滑化	③
	(有)能美タクシー	(1) 沖美南部線	2,321.0	2,321		デマンド型	① ②-(1)	●江田島バス線:4,13-1,8系統 藤浦沖バス停, 3,14-1系統 南次郎バス停 ●江田島汽船線:広島~三高航路:三高港 江田島 市企業局:広島~中町航路:中町港...乗り継ぎに 適したダイヤの設定 江田島バス線:35-37系統:中町橋横...乗換円滑 化	③
合 計				5,971					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				5,971			国庫補助 上限額(千 円)	7,054	

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	株式会社 江田島タクシー	29年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	712 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	712 千円
	営業費用	7,614 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	7,614 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	1,049.2 時間	経常収支率	9.35 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	7,256円95銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	678円.61銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間	ワ
			発地	営業区域	着地											
山陽	1-1	江田島北部	大須	江田島町	小用	144 日	1,152 回	0.7 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	806.4 時間			
	1-2	江田島北部(朝夕)	大須	江田島町	小用	365 日	4,015 回	0.5 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	2,007.5 時間			
合計	系統							1.2 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間		2,813.9 時間			

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1-1	2,203,665 円	547,231 円	1,656,434 円	1,656,434 円	1,656 千円	828.0 千円		
	1-2	5,485,935 円	1,362,309 円	4,123,626 円	4,123,626 円	4,123 千円	2,061.5 千円		
		円		円	円				
		円		円	円				
合計		7,689,600 円	1,909,540 円	5,780,060 円	5,780,060 円	5,779 千円	2,889 千円	4261千円	2,889 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
山陽	1-1	5,304,773 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	1-2	13,206,018 円													
合計		18,510,791 円		15,621,791 円		円	%	30,097,948 円	100 %		円	%		円	%

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	三高タクシー	29年度
------	--------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	128千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ)	128千円
	営業費用	664千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	664千円
営業損益	▲536千円	営業外損益	千円	経常損益	▲536千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	241.2時間	経常収支率	19.27%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	2,752円90銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	530円.67銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ				
山陽	1	沖美北部	美能	沖美町・稲美町	中町	144日	1,152回	0.6時間	0.0時間	0.0時間	100.000%	691.2時間	
						日	回	時間	時間	時間	時間	時間	
						日	回	時間	時間	時間	時間	時間	時間
合計	系統						0.6時間	0.0時間	0.0時間		691.2時間		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1	1,888,856円	366,799円	1,522,057円	1,522,057円	1,522千円	761.0千円		
		円		円	円				
	3	円		円	円				
	4	円		円	円				
合計		1,888,856円	366,799円	1,522,057円	1,522,057円	1,522千円	761千円	1196千円	761千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
山陽	1	1,536,005 円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合計		1,536,005 円	775,005 円	円	%	3,088.534 円	100 %	円	%	円	%	円	%								

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	有限会社 能美タクシー	29年度
------	-------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,205 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,205 千円
	営業費用	4,508 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	4,508 千円
営業損益	▲ 3,303 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 3,303 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	1,551.6 時間	経常収支率	26.73 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	2,905円38銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	776円.61銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ				
山陽	1	沖美南部	三吉	大君	293 日	2,637 回	0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	2,373.3 時間		
合計	系統						0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間		2,373.3 時間		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1	6,485,564 円	1,843,128 円	4,642,436 円	4,642,436 円	4,642 千円	2,321.0 千円		
	3	円		円	円				
	4	円		円	円				
合計		6,485,564 円	1,843,128 円	4,642,436 円	4,642,436 円	4,642 千円	2,321 千円	2,949千円	2,321 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
山陽	1	5,052,210 円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合計		5,052,210 円	2,731,210 円			円	%	2,080,480 円	100 %			円	%			円	%				

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持 事業に要 する国庫 補助額(千 円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
						乗合バス 型/デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)	
広島県	(株)江田島タクシー	(1-1) 江田島北部線	822.0	2,883		デマンド型	① ②-(1)	●江田島バス線:14系統 小用バス停 ●上村汽船線:瀬戸内シーライン線:広島~西沖航 路:切串港...乗り継ぎに適したダイヤの設定	③	
江田島市	(株)江田島タクシー	(1-2) 江田島北部線 (朝夕便)	2,061.5			デマンド型	① ②-(1)	●江田島バス線:14系統 小用バス停 ●上村汽船線:瀬戸内シーライン線:広島~西沖航 路:切串港...乗り継ぎに適したダイヤの設定	③	
	三高タクシー	(1) 沖美北部線	755.0			755	デマンド型	②-(1)	●江田島汽船線:広島~三高航路:三高港 江田島 市企業局:広島~高田・中町航路:高田港・中町 港...乗り継ぎに適したダイヤの設定 江田島バス線:35-37系統:中町橋横バス停...乗換 円滑化	③
	(有)能美タクシー	(1) 沖美南部線	2,313.0			2,313	デマンド型	① ②-(1)	●江田島バス線:4,13-1,8系統 藤浦沖バス停 ●14系統 南次郎バス停 ●江田島汽船線:広島~三高航路:三高港 江田島 市企業局:広島~中町航路:中町港...乗り継ぎに 適したダイヤの設定 江田島バス線:35-37系統:中町橋横...乗換円滑 化	③
		(5)								
		(6)								
		(7)								
合 計				5,951						
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				5,951			国庫補助 上限額(千 円)	7,054		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	株式会社 江田島タクシー	30年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	712 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	712 千円
	営業費用	7,614 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	7,614 千円
営業損益	▲ 6,902 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 6,902 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	1,049.2 時間	経常収支率	9.35 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	7,256円95銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	678円.61銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間	ワ
			発地	営業区域	着地											
山陽	1-1	江田島北部	大須	江田島町	小用	143 日	1,144 回	0.7 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	800.8 時間			
	1-2	江田島北部(朝夕)	大須	江田島町	小用	365 日	4,015 回	0.5 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	2,007.5 時間			
合計	系統							1.2 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間		2,808.3 時間			

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1-1	2,188,362 円	543,430 円	1,644,932 円	1,644,932 円	1,644 千円	822.0 千円		
	1-2	5,485,935 円	1,362,309 円	4,123,626 円	4,123,626 円	4,123 千円	2,061.5 千円		
		円		円	円				
		円		円	円				
合計		7,674,297 円	1,905,739 円	5,768,558 円	5,768,558 円	5,767 千円	2,883 千円	3417千円	2,883 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	1-1	5,267,935 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	1-2	13,206,018 円											
		円											
		円											
合計		18,473,953 円	15,590,953 円	円	%	30,037,994 円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	三高タクシー	30年度
------	--------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	128千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ)	128千円
	営業費用	664千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	664千円
	営業損益	▲536千円	営業外損益	千円	経常損益	▲536千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	241.2時間	経常収支率	19.27%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	2,752円90銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	530円.67銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ				
山陽	1	沖美北部線	美能	沖美町・稲奥町	中町	143日	1,144回	0.6時間	0.0時間	0.0時間	100.000%	686.4時間	
						日	回	時間	時間	時間	時間	時間	
						日	回	時間	時間	時間	時間	時間	時間
合計	系統						0.6時間	0.0時間	0.0時間		686.4時間		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1	1,875,739円	364,251円	1,511,488円	1,511,488円	1,511千円	755.5千円		
		円		円	円				
		円		円	円				
合計		1,875,739円	364,251円	1,511,488円	1,511,488円	1,511千円	755千円	896千円	755千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																		
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要										
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合											
山陽	1	1,525,339 円																				
		円																				
		円																				
		円																				
合計		1,525,339 円	770,339 円	円	%	3,051,701 円	100 %	円	%	円	%	円	%									

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	有限会社 能美タクシー	30年度
------	-------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,205 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,205 千円
	営業費用	4,508 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	4,508 千円
営業損益	▲ 3,303 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 3,303 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	1,551.6 時間	経常収支率	26.73 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	2,905円38銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	776円.61銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ				
山陽	1	沖美南部線	三吉	大君	292 日	2,628 回	0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	2,365.2 時間		
合計	系統					0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間		2,365.2 時間			

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1	6,463,429 円	1,836,837 円	4,626,592 円	4,626,592 円	4,626 千円	2,313.0 千円		
		円		円	円				
		円		円	円				
合計		6,463,429 円	1,836,837 円	4,626,592 円	4,626,592 円	4,626 千円	2,313 千円	2741千円	2,313 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
山陽	1	5,034,967 円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合計		5,034,967 円	2,721,967 円	円	%	2,073,380 円	100 %	円	%	円	%	円	%								

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 平成31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持 事業に要 する国庫 補助額(千 円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス 型/デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
広島県 江田島市	(株)江田島タクシー	(1-1) 江田島北部線	822.0	2,883		デマンド型	① ②-(1)	●江田島バス線: 14系統 小用バス停 ●上村汽船線: 瀬戸内シーライン線: 広島～西沖航 路: 切串港...乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
	(株)江田島タクシー	(1-2) 江田島北部線 (朝夕便)	2,061.5			デマンド型	① ②-(1)	●江田島バス線: 14系統 小用バス停 ●上村汽船線: 瀬戸内シーライン線: 広島～西沖航 路: 切串港...乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
	三高タクシー	(1) 沖美北部線	755.0	755		デマンド型	②-(1)	●江田島汽船線: 広島～三高航路: 三高港 江田島 市企業局: 広島～高田・中町航路: 高田港・中町 港...乗り継ぎに適したダイヤの設定 江田島バス線: 35-37系統: 中町橋横バス停...乗換 円滑化	③
	(有)能美タクシー	(1) 沖美南部線	2,321.0	2,321		デマンド型	① ②-(1)	●江田島バス線: 4,13-1,8系統: 藤浦沖バス停, 3,14-1系統: 南次郎バス停 ●江田島汽船線: 広島～三高航路: 三高港 江田島 市企業局: 広島～中町航路: 中町港...乗り継ぎに 適したダイヤの設定 江田島バス線: 35-37系統: 中町橋横...乗換円滑 化	③
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				5,959					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				5,959			国庫補助 上限額(千 円)	7,054	

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	株式会社 江田島タクシー	31年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	712千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ)	712千円
	営業費用	7,614千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	7,614千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)時間	1,049.2	経常収支率	9.35%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	7,256円95銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	678円.61銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間	ワ
			発地	営業区域	着地											
山陽	1-1	江田島北部	大須	江田島町	小用	143日	1,144回	0.7時間	0.0時間	0.0時間	0.0時間	0.0時間	100.000%	800.8時間		
	1-2	江田島北部(朝夕)	大須	江田島町	小用	365日	4,015回	0.5時間	0.0時間	0.0時間	0.0時間	0.0時間	100.000%	2,007.5時間		
合計	系統							1.2時間	0.0時間	0.0時間	0.0時間			2,808.3時間		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はウのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:コ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
山陽	1-1	2,188,362円	543,430円	1,644,932円	1,644,932円	1,644千円	822.0千円		
	1-2	5,485,935円	1,362,309円	4,123,626円	4,123,626円	4,123千円	2,061.5千円		
		円		円	円				
		円		円	円				
合計		7,674,297円	1,905,739円	5,768,558円	5,768,558円	5,767千円	2,883千円	3413千円	2,883千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	1-1	5,267,935 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	1-2	13,206,018 円											
		円											
		円											
合計		18,473,953 円	15,590,953 円	円	%	30,037,994 円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	三高タクシー	31年度
------	--------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	128千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ)	128千円
	営業費用	664千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	664千円
営業損益	▲536千円	営業外損益	千円	経常損益	▲536千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	241.2時間	経常収支率	19.27%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	2,752円90銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	530円.67銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ				
山陽	1	沖美北部線	美能	沖美町・稲奥町	中町	143日	1,144回	0.6時間	0.0時間	0.0時間	100.000%	686.4時間	
						日	回	時間	時間	時間	時間	時間	
						日	回	時間	時間	時間	時間	時間	
合計	系統						0.6時間	0.0時間	0.0時間		686.4時間		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1	1,875,739円	364,251円	1,511,488円	1,511,488円	1,511千円	755.5千円		
		円		円	円				
		円		円	円				
合計		1,875,739円	364,251円	1,511,488円	1,511,488円	1,511千円	755千円	894千円	755千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
山陽	1	1,525,339 円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合計		1,525,339 円	770,339 円	円	%	3,051,701 円	100 %	円	%	円	%	円	%								

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	有限会社 能美タクシー	31年度
------	-------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,205 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,205 千円
	営業費用	4,508 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	4,508 千円
営業損益	▲ 3,303 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 3,303 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	1,551.6 時間	経常収支率	26.73 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	2,905円38銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	776円.61銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ				
山陽	1	沖美南部線	三吉	大君	293 日	2,637 回	0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	2,373.3 時間		
合計	系統					0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間		2,373.3 時間			

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1	6,485,564 円	1,843,128 円	4,642,436 円	4,642,436 円	4,642 千円	2,321.0 千円		
		円		円	円				
		円		円	円				
合計		6,485,564 円	1,843,128 円	4,642,436 円	4,642,436 円	4,642 千円	2,321 千円	2747千円	2,321 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
山陽	1	5,052,210 円																		
		円																		
		円																		
		円																		
合計		5,052,210 円	2,731,210 円			円	%	2,073,380 円	100 %			円	%			円	%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

一般乗合旅客自動車運送事業損益明細書(区域)

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

(単位:千円)

営業収入	運送収入	旅客運賃	712	
		その他		
		計	712	
	運送雑収			
合計			712	
営業費用	運送	人件費	5,109	
		燃料油脂費	ガソリン費	
			軽油費	
			LPガス費	
			その他	
	計			0
	修繕費	事業用自動車	142	
		その他	0	
		計	142	
	減価償却費	事業用自動車		
		その他	0	
		計	0	
	保険料			192
	施設使用料			0
	自動車リース料			459
	施設賦課税			12
	事故賠償費			0
	道路使用料			0
	その他			0
	計			5,914
一般管理費	人件費	726		
	その他	974		
	計	1,700		
合計			7,614	
営業損益			△ 6,902	
営業外収益	金融収益	0		
	その他	0		
	合計	0		
営業外費用	金融費用	0		
	その他	0		
	合計	0		
営業外損益			0	
経常損益			△ 6,902	

※課税対象となる補助対象事業者は、「営業収入」及び「営業費用」それぞれ消費税抜きの額によること。

一般乗合旅客自動車運送事業損益明細書(区域)

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

(単位:千円)

営業収入	運送収入	旅客運賃	128	
		その他		
		計	128	
	運送雑収			
合計			128	
営業費用	運送	人件費	565	
		燃料油脂費	ガソリン費	0
			軽油費	0
			LPガス費	43
			その他	0
	計		43	
	修繕費	事業用自動車	9	
		その他	0	
		計	9	
	減価償却費	事業用自動車		
		その他	0	
		計	0	
	費	保険料	47	
		施設使用料	0	
		自動車リース料	0	
		施設賦課税	0	
		事故賠償費	0	
		道路使用料	0	
		その他	0	
		計	664	
一般管理費	人件費	0		
	その他	0		
	計	0		
合計			664	
営業損益			△ 536	
営業外収	金融収益	0		
	その他	0		
	合計	0		
営業外用	金融費用	0		
	その他	0		
	合計	0		
営業外損益			0	
経常損益			△ 536	

※課税対象となる補助対象事業者は、「営業収入」及び「営業費用」それぞれ消費税抜きの額によること。

一般乗合旅客自動車運送事業損益明細書(区域)

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

(単位:千円)

営業収入	運送収入	旅客運賃	1,205	
		その他		
		計	1,205	
	運送雑収			
	合計	1,205		
営業費用	運送	人件費	3,064	
		燃料油脂費	ガソリン費	0
			軽油費	0
			LPガス費	0
			その他	0
	計		0	
	修繕費	事業用自動車	163	
		その他	0	
		計	163	
	減価償却費	事業用自動車	0	
		その他	0	
		計	0	
	費	保険料	233	
		施設使用料	0	
		自動車リース料	459	
		施設賦課税	0	
		事故賠償費	0	
		道路使用料	0	
		その他	0	
		計	3,919	
一般管理費	人件費	333		
	その他	256		
	計	589		
合計	4,508			
営業損益			△ 3,303	
営業外収益	金融収益	0		
	その他	0		
	合計	0		
営業外費用	金融費用	0		
	その他	0		
	合計	0		
営業外損益			0	
経常損益			△ 3,303	

※課税対象となる補助対象事業者は、「営業収入」及び「営業費用」それぞれ消費税抜きの額によること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	江田島市
------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	27,031
交通不便地域	27,031

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
10,674	江田島町	過疎地域自立促進特別措置法
5,402	能美町	過疎地域自立促進特別措置法
3,393	沖美町	過疎地域自立促進特別措置法
7,562	大柿町	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
27,031	27,031人×150円+300万円	7,054千円

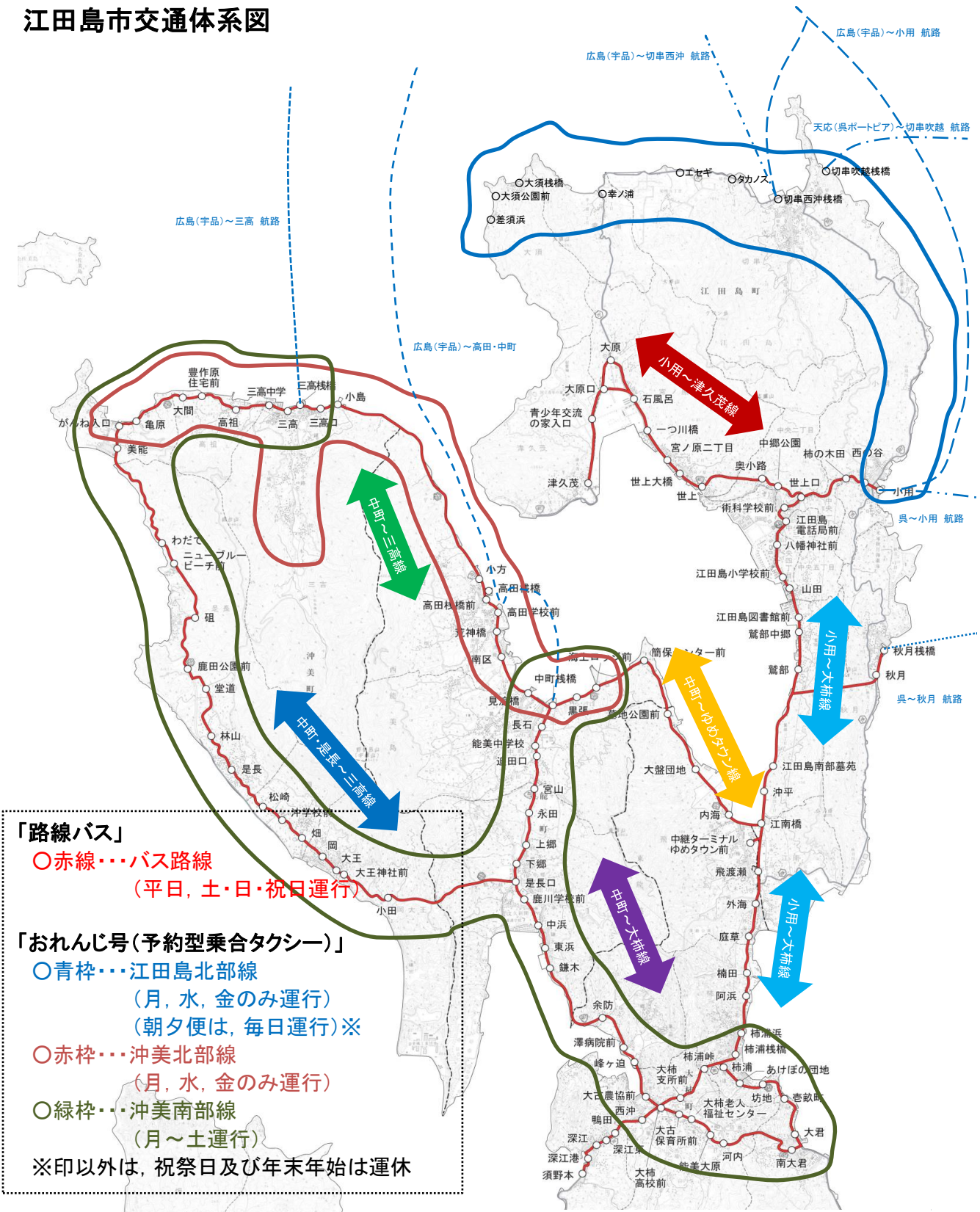
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

江田島市交通体系図



「路線バス」

○赤線・・・バス路線
(平日、土・日・祝日運行)

「おれんじ号(予約型乗合タクシー)」

- 青枠・・・江田島北部線
(月、水、金のみ運行)
(朝夕便は、毎日運行)※
- 赤枠・・・沖美北部線
(月、水、金のみ運行)
- 緑枠・・・沖美南部線
(月～土運行)

※印以外は、祝祭日及び年末年始は運休

接続する補助対象地域間幹線系統等
「路線バス」江田島バス株式会社

系統	起点	経由地	終点	キロ程(km)	運行回数(回)
4	小用	大柿支所前	大柿高校前	11.2	5.4
8	小用	大君	大柿高校前	14.2	0.9
13-1	小用	大柿支所前	須野本	13.0	0.9
14	小用	大君	深江	15.4	3.0
14-1	小用	大君	須野本	16.0	0.9
35	中町棧橋	江南橋	中継ターミナル ゆめタウン前	4.8	4.4
37	中町棧橋	中継ターミナル ゆめタウン前	秋月棧橋	8.6	1.8

予約型
乗合タクシー

おれんじ号

①江田島北部線

ご利用の際は、各便の予約締切時間までにお電話ください。

☎42-1151 (FAX42-2007)

●運行事業者：江田島タクシー ●受付時間／9:00～17:00



運行日 月・水・金曜日運行

※祝祭日・年末年始(12/29～1/3)は運休

運賃 1乗車につき300円

※小学生以下は150円

【上り】大須→幸ノ浦→切串→小用

便	予約締切時間	差須浜	大須	幸ノ浦	江関会館	切串西沖 棧橋	森藤医院	切串吹越 棧橋	小用棧橋
①	前日 17:00	8:05	8:06	8:09	8:13	フェリー接続 8:21	8:26		
②	前日 17:00	9:14	9:15	9:18	9:22	9:30	9:35	9:37	バス接続 9:50
③	10:29	11:29	11:30	11:33	11:37	フェリー接続 11:45	11:50		
④	12:04	13:04	13:05	13:08	13:12	フェリー接続 13:20	13:25	13:27	バス接続 13:40

【下り】小用→切串→幸ノ浦→大須

便	予約締切時間	小用棧橋	切串吹越 棧橋	森藤医院	切串西沖 棧橋	江関会館	幸ノ浦	大須	差須浜
①	前日 17:00			8:30	8:35	8:43	8:47	8:50	8:51
②	9:40	バス接続 10:40	10:53	10:55	11:00	11:08	11:12	11:15	11:16
③	10:55			11:55	フェリー接続 12:00	12:08	12:12	12:15	12:16
④	12:50	バス接続 13:50	14:03	14:05	フェリー接続 14:10	14:18	14:22	14:25	14:26

※時刻表に示された時刻は、おおよその到着時刻であり、予約状況等によっては到着時刻が前後する可能性があります。時間に余裕をもってご利用ください。

切串⇄宇品
フェリー時刻表
(抜粋)

切串発	宇品発
8:40	8:10
9:20	8:40
10:00	9:20
10:40	10:00
11:20	10:40
12:00	11:20
13:30	12:00
14:10	13:30

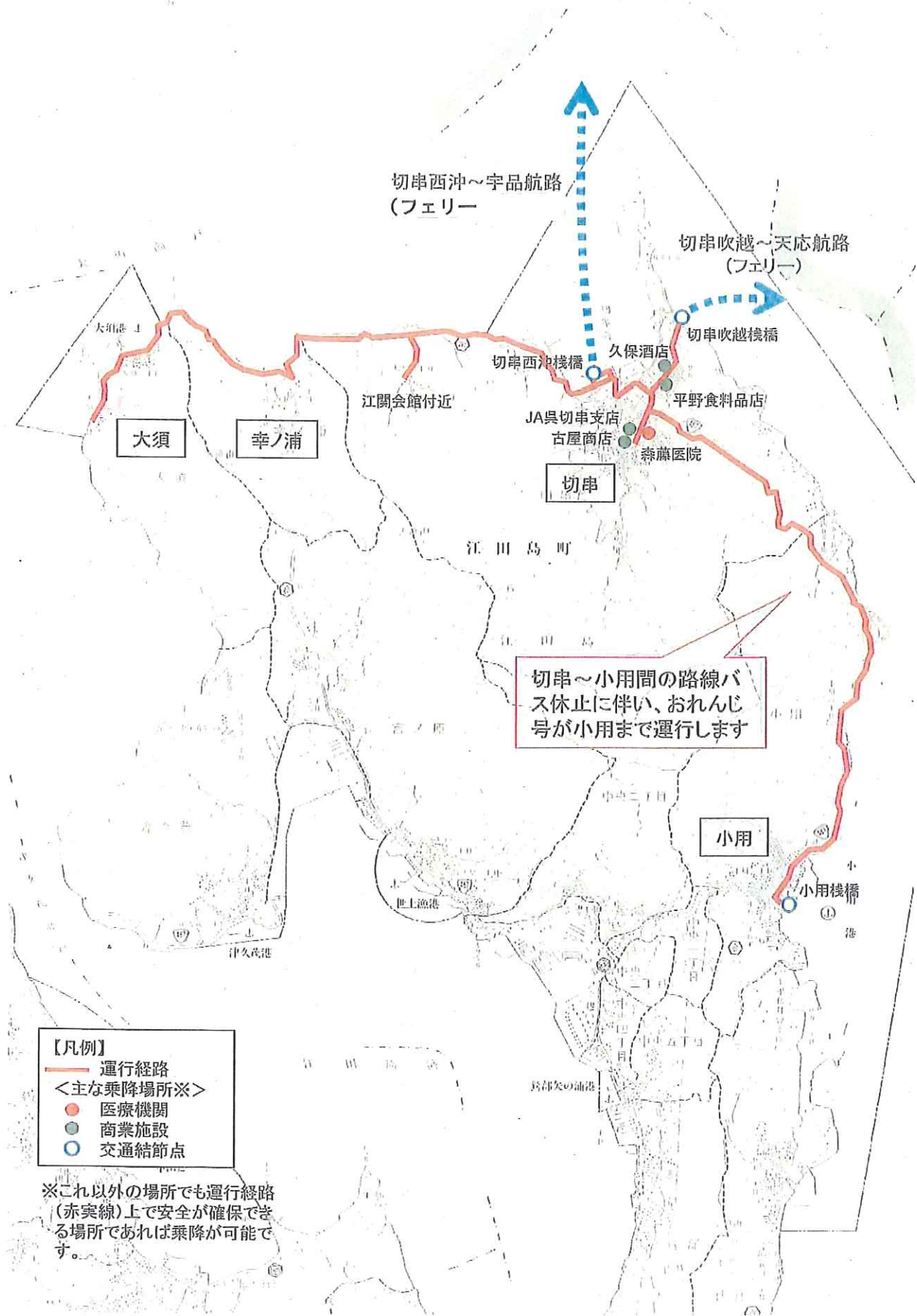
小用発バス時刻表
(抜粋)

小用発	行先
9:52	(口)中町 10:21着
9:53	津久茂 10:11着
9:53	(君)深江 10:34着
10:42	(支)高校 11:12着
13:41	(支)深江 14:15着
14:06	(君)高校 14:43着

小用行バス時刻表
(抜粋)

出発	小用着
高校(君) 9:49発	10:26
津久茂 10:13発	10:31
深江(君) 12:48発	13:29
津久茂 13:10発	13:28
(口)海上ロッジ前經由 (支)大柿支所前經由 (君)大君經由 ※ゆめタウン經由 (津久茂便を除く)	

おれんじ号①江田島北部線 運行経路図



江田島北部 朝夕便

大須～切串 時刻表

運賃

1乗車につき200円(小学生以下100円)

※通勤・通学用の定期券もあります。詳しくは乗務員へお尋ね下さい。

運行日

毎日運行



◎ご利用の際は、通過予定時間までに、
最寄りのバス停付近でお待ちください。

大須 ⇒ 切串

差須浜バス停付近	大須公園前	大須コミュニティホーム前	幸ノ浦老人集会所前	エセギバス停付近	シーサイドハウス前	切串西沖棧橋
6:10	6:11	6:12	6:16	6:20	6:23	6:25
6:40	6:41	6:42	6:46	6:50	6:53	6:55
7:10	7:11	7:12	7:16	7:20	7:23	7:25
-	-	-	-	-	-	-
17:45	17:46	17:47	17:51	17:55	17:58	18:00
19:45	19:46	19:47	19:51	19:55	19:58	20:00

切串 ⇒ 大須

小用棧橋	切串西沖棧橋	シーサイドハウス前	エセギバス停付近	幸ノ浦老人集会所前	大須コミュニティホーム前	大須公園前	差須浜バス停付近
-	6:25	6:27	6:30	6:34	6:38	6:39	6:40
-	6:55	6:57	7:00	7:04	7:08	7:09	7:10
-	7:35	7:37	7:40	7:44	7:48	7:49	7:50
17:15	17:30	17:32	17:35	17:39	17:43	17:44	17:45
-	18:50	18:52	18:55	18:59	19:03	19:04	19:05
-	20:35	20:37	20:40	20:44	20:48	20:49	20:50

※1 時刻はおおよその到着時刻です。時間に余裕をもってご利用ください。

※2 切串江関地区は、フェリーとの接続の関係で、上まで車があがりませんので、県道沿いのバス停まで下りていただきますようお願いいたします。

運行会社 : 江田島タクシー ☎42-1151

お問い合わせ : 江田島市企画部企画振興課 ☎40-2762

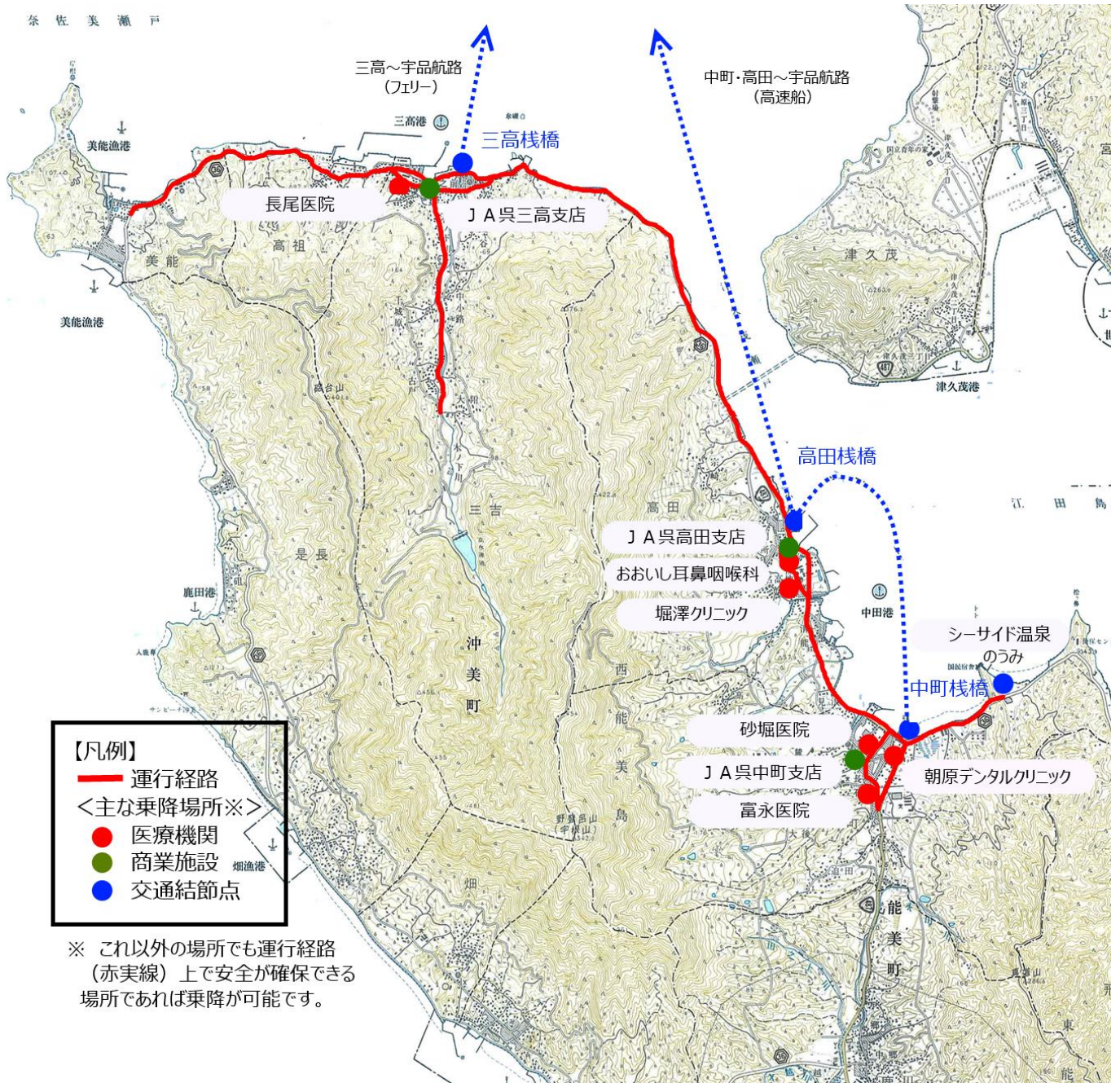
平成26年9月24日改正

予約型乗合タクシー

おれんじ号

② 沖美北部線

運行経路図



予約型乗合タクシー

おれんじ号

② 沖美北部線

ご利用の際は各便の
予約締切時間までにお電話ください。

☎47-0023

(FAX47-0374)

●運行事業者：三高タクシー

●受付時間：9:00~17:00

運行日

月・水・金曜日運行

※祝祭日・年末年始(12/29~1/3)は運休

運賃

1乗車につき300円

※小学生以下は150円



【上り】美能 ⇒ 高祖 ⇒ 三吉 ⇒ 高田 ⇒ 中町

予約締切時間	美能	高祖	長尾医院	三吉奥	三高棧橋	高田棧橋	中町棧橋	シーサイド温泉のうみ
前日 17:00	8:40	8:44	8:47	8:49	9:10発 フェリー	9:22発 高速船	バス9:07発 ゆめタウン行	
前日 17:00	9:30	9:34	9:37	9:39	9:44	9:51	バス10:10発 大君・ゆめタウン	10:01
9:40	10:40	10:44	10:47	10:49	10:54	11:01	バス11:08発 ゆめタウン行	11:11
12:10	13:10	13:14	13:17	13:19	13:24	13:31	バス13:50発 大君・ゆめタウン	13:41

【下り】中町 ⇒ 高田 ⇒ 三吉 ⇒ 高祖 ⇒ 美能

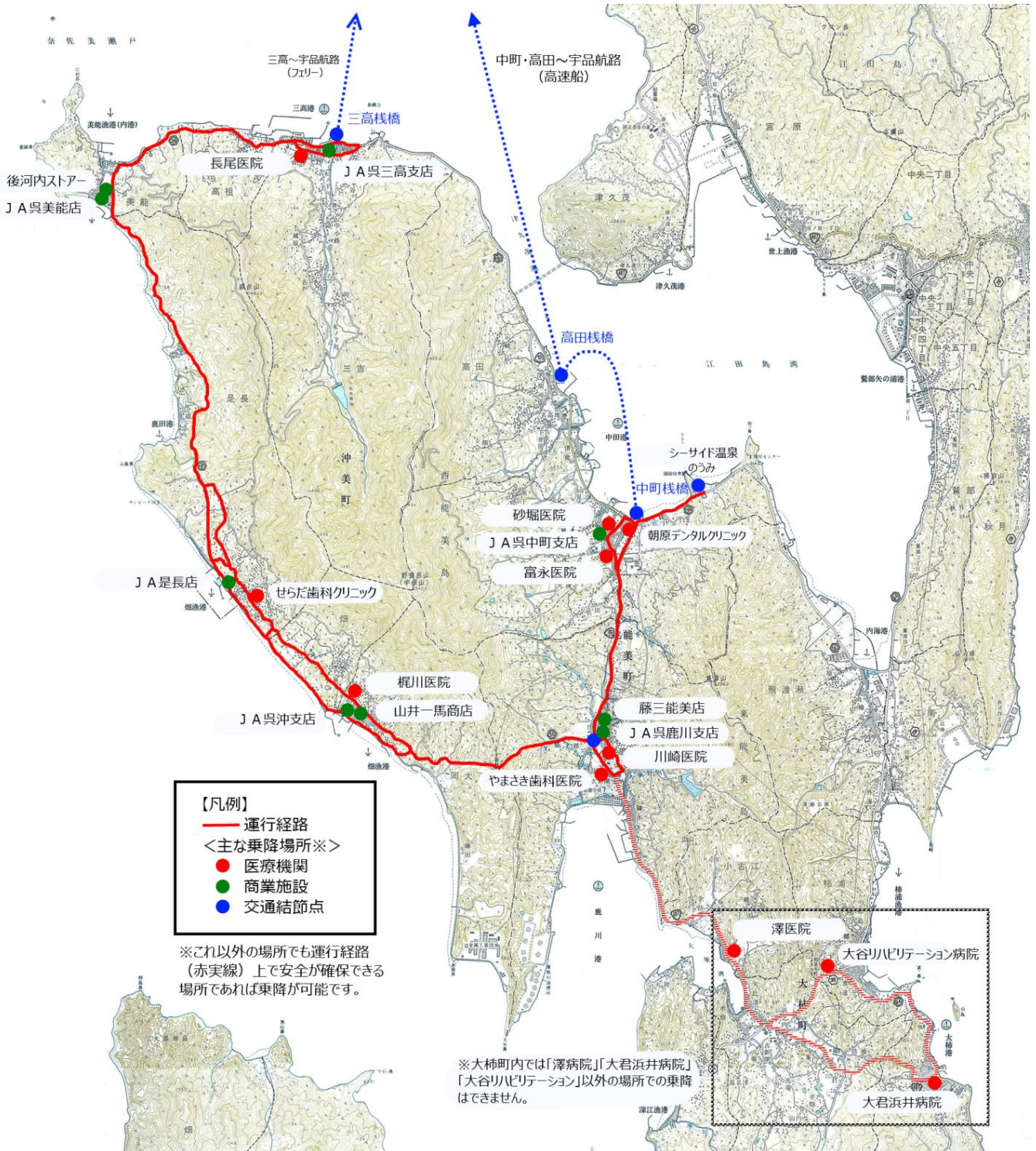
予約締切時間	シーサイド温泉のうみ	中町棧橋	高田棧橋	三高棧橋	三吉奥	長尾医院	高祖	美能
前日 17:00		ゆめタウン発 バス8:29	宇品8:40発 高速船	宇品8:25発 フェリー			9:24	9:28
9:03	10:03	ゆめタウン発 バス9:24					10:30	10:34
10:35	11:35	ゆめタウン発 バス11:06		宇品11:10発 フェリー			12:02	12:06
12:50	13:50	ゆめタウン発 バス13:28		宇品13:25発 フェリー			14:17	14:21

予約型乗合タクシー

おれんじ号

③ 沖美南部線

運行経路図



予約型乗合タクシー

おれんじ号

③ 沖美南部線

ご利用の際は各便の
予約締切時間までにお電話ください。

☎ 45 - 2525

(FAX 45-2627)

● 運行事業者：能美タクシー

● 受付時間：9:00～17:00

運行日

月～土曜日運行

※祝祭日・年末年始(12/29～1/3)は運休

運賃

1乗車につき300円

※大柿町内で乗降する場合は600円

※小学生以下は半額



【上り】三吉 ⇒ 高祖 ⇒ 美能 ⇒ 是長 ⇒ 畑 ⇒ 岡大王 ⇒ 鹿川 ⇒ 中町 ⇒ 大柿町(医療施設)

予約締切時間	三高棧橋	美能	是長	大王	是長口	中町棧橋	シーサイド温泉のうみ	大君浜井病院	大谷病院
1便 前日 17:00	宇品7:30発 フェリー 8:20	8:27	8:37	8:44	8:50	バス9:07発 9:15発高速船 8:56			
2便 前日 17:00	9:40	9:47	9:57	10:04	10:10	バス10:15発 南大君行 10:50発高速船 10:16	10:21	10:41	10:46
3便 12:22	宇品12:40発 フェリー 13:22	13:29	13:39	13:46	13:52	バス13:55発 南大君行 14:00発高速船 13:58	14:03		
4便 13:48	14:48	14:55	15:05	15:12	15:18	バス15:20発 南大君行 15:35発高速船 15:24			

【下り】大柿町内(医療施設) ⇒ 中町 ⇒ 鹿川 ⇒ 岡大王 ⇒ 畑 ⇒ 是長 ⇒ 美能 ⇒ 高祖 ⇒ 三吉

予約締切時間	大谷病院	大君浜井病院	シーサイド温泉のうみ	中町棧橋	是長口	大王	是長	美能	三高棧橋
1便 前日 17:00						7:40	7:47	7:57	8:15発 フェリー 8:04
2便 前日 17:00				ゆめタウン発バス8:29 宇品8:06発高速船 9:00	南大君発 バス8:37 9:06	9:12	9:19	9:29	9:36
3便 10:40	11:28	11:33	11:53	※注 11:58	南大君発 バス11:44 12:04	12:10	12:17	12:27	12:34 12:40発 フェリー
4便 13:05			14:05	ゆめタウン発 バス13:28 14:10	14:16	14:22	14:29	14:39	14:46 15:10発 フェリー
5便 14:30				ゆめタウン発バス14:58 宇品14:33発高速船 15:30	15:36	15:42	15:49	15:59	16:06 16:20発 フェリー

※注：【下り】3便は中町棧橋で高速船との接続はしていません。

平成27年10月1日現在